

参考 化製場等に関する法律関係法令等

○化製場等に関する法律

第九条 都道府県の条例で定める基準に従い都道府県知事が指定する区域内において、政令で定める種類の動物を、その飼養又は収容のための施設で、当該動物の種類ごとに都道府県の条例で定める数以上に飼養し、又は収容しようとする者は、当該動物の種類ごとに、その施設の所在地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、当該施設の構造設備が都道府県の条例で定める公衆衛生上必要な基準に適合していると認めるときは、同項の許可を与えなければならない。

第十条 次の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。
(一及び二号省略)

三 前条第一項の規定に違反した者 以下省略

○化製場等に関する法律施行令

(法第九条第一項の政令で定める動物の種類)

第一条 化製場等に関する法律第九条第一項の政令で定める動物の種類は、次のとおりとする。

- 一 牛
- 二 馬
- 三 豚
- 四 めん羊
- 五 やぎ
- 六 犬
- 七 鶏(三十日未満のひなを除く。)
- 八 あひる(三十日未満のひなを除く。)
- 九 その他その飼養又は収容に関して公衆衛生上の配慮が必要な動物として都道府県の条例で定める動物

○北海道化製場等に関する法律施行条例

(飼養又は収容の許可を要する動物の数)

第八条 法第九条第一項に規定する条例で定める数は、次の各号に掲げる動物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 牛 一頭
- 二 馬 一頭
- 三 豚 一頭
- 四 めん羊 四頭
- 五 やぎ 四頭
- 六 犬 十頭
- 七 鶏(三十日未満のひなを除く) 百羽
- 八 あひる(三十日未満のひなを除く) 五十羽

○化製場等に関する法律第9条第1項の規定による指定区域

札幌市域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域全域とする。

《構造設備の基準》

○北海道化製場等に関する法律施行条例

(畜舎及び家きん舎の構造設備の基準)

第十条 法第九条第二項に規定する条例で定める公衆衛生上必要な畜舎(牛、馬、豚、めん羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設をいう。以下同じ。)の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。

二 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ適当な高さまで、清掃に支障がない材料で作られ、かつ、清掃に支障がない構造を有すること。

三 内部は、清掃に支障がない適当な広さと高さを有すること。

四 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で被覆され、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。

五 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

六 汚物処理設備として、汚物だめ及び汚水だめを有すること。ただし、汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合には、汚水だめを有することを要しない。

七 汚物だめ及び汚水だめは、不浸透性材料で作られ、かつ、密閉することができる覆いが設けられていること。

八 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通ずる排水溝が設けられていること。

九 排水溝は、不浸透性材料で作られ、かつ、適当な覆いが設けられていること。

十 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎にあつては、次の要件を備える飼料取扱室を有すること。

イ 床は、不浸透性材料で作られ、これに適当なこう配と排水溝が設けられていること。

ロ 調理に際して著しい臭気を発する場合にあつては、その臭気を処理することができる適当な設備又は装置を有すること。

ハ 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。

ニ 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ、適当な容積の容器が備えられていること。

2 家きん舎(鶏又はあひる)の構造設備の基準…省略

《衛生上必要な措置》

○化製場等に関する法律

第五条 化製場又は死亡獣畜取扱場の管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(※畜舎・家禽舎に対する準用規定あり。)

一 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。

二 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。

三 臭気の治療を十分にすること。

四 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。